

五戸町長 様

住所変更届

転出 ・ 転入
転居 ・ その他

※届出時の主な注意点は裏面に記載しております。

届出日 (手続きする日)		年	月	日	異動日 (引越し日)		年	月	日	
新しい 住所	方書						新世帯主			
	方書						前世帯主			
今までの 住所	方書						前世帯主			
	方書						前世帯主			
No.	異動する方の氏名		生年月日		性別	続柄	保険証	子ども		
1	(フリガナ) ----- 		大正・昭和・平成・ 年 月 日		男・女		<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 社保他	<input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 小学 <input type="checkbox"/> 中学		
2	(フリガナ) ----- 		大正・昭和・平成・ 年 月 日		男・女		<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 社保他	<input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 小学 <input type="checkbox"/> 中学		
3	(フリガナ) ----- 		大正・昭和・平成・ 年 月 日		男・女		<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 社保他	<input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 小学 <input type="checkbox"/> 中学		
4	(フリガナ) ----- 		大正・昭和・平成・ 年 月 日		男・女		<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 社保他	<input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 小学 <input type="checkbox"/> 中学		
5	(フリガナ) ----- 		大正・昭和・平成・ 年 月 日		男・女		<input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 社保他	<input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> 小学 <input type="checkbox"/> 中学		

届出人	住所	<input type="checkbox"/> 上記異動者のNo. に同じ		
	氏名	Ⓜ	電話番号	

住所変更(転出・転居・転入)の際の注意点

- ・住所変更手続きは原則本人か世帯主、また同世帯の方のみ可能です。
- ・代理人(住所変更される本人と世帯の違う方)が、窓口で住所変更の手続きを行う場合は委任状等が必要となります。
 - ※高齢の方の代理で、施設入所等の手続きする方はお気を付け下さい。
- ・窓口で本人確認を行っておりますので、本人確認書類(運転免許証、個人番号カード等)と認印を必ずお持ちください。
また、転入される方は上記に加えて転出証明書をお持ちください。
- ・新住所地に実際に住み始めてから2週間以内に手続きをしてください。(転出のみ、異動予定日の2週間前からの事前手続きが可能です。)
- ・住所欄には、五戸町内なら字(大字)から、青森県内なら市町村名から、県外の場合は都道府県名から、国外の場合は国名を記入してください。
- ・方書とはアパート(号室番号まで)や、入所する施設の名称のことです。
- ・続柄欄は、転出の方は五戸町にいる前住所の世帯主を基準として、転居、転入の方は五戸町での新住所の世帯主を基準としてご記入ください。
- ・町営住宅にお住まいの方で退去される方、または新規に入居する方は事前に役場2階の建設課でお手続きの上、異動日をご確認ください。
- ・住所変更することより、役場内で受給している手当や証書、申込内容の登録情報の変更(喪失)の手続きが生じる可能性があります。
担当各課にご確認の上で、それぞれ忘れずに手続きを行ってください。